

お知らせ



平成 18 年事業所・企業統計調査

お忙しいところ恐縮です・・・。10月1日 事業所・企業統計調査にご協力をお願いします。

調査は日本全国すべての事業所が対象です。
9月下旬から各事業所に調査員がお伺いします。



事業所・企業統計調査は商店や工場、営業所、事務所、銀行、学校、旅館、学習塾、病院、寺院など、すべての事業所が対象となる大規模な統計調査です。

統計調査の結果は国・県・市町などで、これからの行政を考える重要な基礎資料として活用されます。

9月下旬から10月上旬にかけて、調査員が各事業所へ調査票の配布と受け取りにうかがいます。お手間はさほどかかりませんので、どうぞ協力をお願いいたします。

総務省統計局

－ 問い合わせ先 －

市役所電算課 情報統計係 TEL24-2111(内線 372)

貯水槽水道の維持管理のお願い

貯水槽水道は以下の内容の管理が必要です。

管理事項	内 容	備 考
水槽の掃除	1年以内ごとに1回、定期的に受水槽・高置水槽などを掃除する。	
水槽の点検	水槽の亀裂の有無や内部の状況、配管の状態などを点検し、汚染の可能性がないようにする。	設置者（又は設置者が依頼する管理人）による日常点検。
危険防止措置	上記の点検で不備な箇所があった場合は修理を行う。	市の指定を受けた水道工事業者に依頼。
定期的水質検査	1年以内ごとに1回以上、水質（臭気、味、色、色度、濁度、残留塩素）及び管理状況に関する検査を受ける。	厚生労働大臣登録の検査機関に直接問い合わせのうえ検査を行ってください。
水質異常時の検査	水の色、濁り、臭い、味等に異常が生じた際には臨時の水質検査を受ける。	
給水停止と利用者への周知	上記の検査等により、供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、水槽からの給水を停止し、利用者に周知を行う。	施設の改善方法等については水道課にご相談ください。

ビルなどで、市の水道から供給される水を一度受水槽に受け入れ、受水槽から居住者に水を給水する設備を貯水槽水道といいますが、貯水槽水道の設置者（受水槽が設置されているビルなどの持ち主）は、水道法および大洲市水道使用条例に基づいて、受水槽を適正に管理し利用者に

の安全に配慮する責任があります。貯水槽水道は受水槽の容量によって、簡易専用水道（受水槽の有効容量が10m³を超えるもの）と小規模受水槽水道（受水槽の有効容量が10m³以下のも）に分類されます。簡易専用水道は水道法、小規模受水槽水道は愛媛県飲用井戸等衛生対策要領で管理基準が定められています。設置者はそれぞれの基準に従い維持管理を行うとともに、1年以内ごとに1回、厚生労働大臣登録の検査機関による定期検査を受けなければなりません。

施設管理の点検記録簿などを用いて適正な維持管理を行い、飲料水の安全確保に努めていただきますよう設置者の皆さんにお願いします。
※「建築基準法により特定建築物に該当するビル等に設置する受水槽の管理については「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に従った維持管理が必要となります。
問い合わせ先
市役所水道課工務係
☎243753

※県内の厚生労働大臣登録検査機関（水道法 34 条登録機関）
財愛媛県総合保健協会
〒790-0814 松山市味酒町 1-10-5 ☎089-987-8206

人権擁護委員が委嘱されました

7月1日付けで法務大臣から、下田美澄さん（長浜町・再任）が当市の人権擁護委員に委嘱されました。

人権擁護委員は、皆さんの毎日の暮らしに起こるさまざまな問題、同和問題、女性の問題、外国人の問題、家庭内や近隣間のもめごとなど、悩みごとの相談につてくれます。

相談内容の秘密は固く守られます。また、相談は無料で難しい手続きもありません。お気軽にご相談ください。

人権擁護委員について

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアの人たちです。この制度は、「日頃地域に根ざした活動を行って

いる民間のボランティアの人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましい」という考えから設けられたものであり、諸外国にも例をみない制度です。現在、約1万4千人の委員が全国の市町村に配置され、法務局の人権相談所や自宅などでも住民の皆さんからの人権相談を受けるなど、積極的に活動しています。

平成 18 年度 大洲高等学校同窓会総会



記念講演会

ダニエル・カールさんプロフィール

愉快的な山形弁でテレビ・映画出演と大活躍する異色の外国人タレント。1960年アメリカ・カリフォルニア州モンロビア市出身。

パシフィック大学卒業、高校、大学時代と日本に留学。大学卒業後、山形県で英語教育に携わる。今やマルチタレントとして幅広く活躍中。



日 時 / 9月17日（日）午後4時～

場 所 / 大洲高等学校体育館

講演者 / ダニエル・カール

演 題 / 「がんばっぺ、オラの大好きな日本」

入場料 / 無料（※同窓生以外でも入場可）

問い合わせ先

／大洲高等学校 ☎24-4115

大洲市木造住宅耐震事業について

木造住宅の耐震診断を実施

大洲市では、地震に対する住宅の安全性の向上を図るため、木造住宅の耐震診断を受ける方とその費用の一部を補助します。

対象となる住宅

- (1) 昭和56年5月31日以前に着工された1戸建の木造住宅であるもの。
- (2) 構造が、次に掲げる工法以外の木造であること。
ア、伝統工法
イ、枠組み壁工法
ウ、丸太組工法
エ、認定工法
- (3) 地上階数が2以下で、延べ面積が500平方メートル以下のもの。

補助対象者

対象となる住宅の所有者で、当該住宅の耐震診断を木造住宅耐震診断事務所（愛媛県木造住宅耐震事務所の登録を受けた建築事務所）が、「愛媛県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき耐震診断を実施したものに限りません。

補助金の額

耐震診断に要する費用の3分の2以内の額とし、2万円を限度額とします。

申込方法

耐震診断の補助金を希望される方は、事前に建築住宅課（市役所2階）窓口で相談してください。相談の際に、補助の対象となるかどうかを確認します。で、建物の建築年月日や構造などが分かるもの（確認通知書の写し、登記簿謄本など）を持参してください。これらの書類の写しは、申請のときに必要になります。

受付期間

9月1日～10月31日

補助対象戸数

20戸（受付先着順）

問い合わせ先

市役所建築住宅課建築係
☎242111（内線274）

お知らせ

私の視点、私の感覚、私の言葉で参加します！

平成21年5月までに

裁判員制度

がはじまります！

ここからはじまる！裁判員制度 Q&A (第5回)



裁判員制度

Q 裁判員になることを辞退することはできますか？

A 広く国民の皆さんに参加してもらう制度ですので、原則として辞退できないことになっています。

ただし、次のような人は、申し出をして、裁判所からそのような事情があると認められれば辞退することができます。

- ①70歳以上の人
- ②地方公共団体の議会の議員
(ただし、会期中に限ります。)
- ③学生または生徒
- ④過去5年以内に裁判員、検察審査員などを務めたことのある人
- ⑤過去1年以内に裁判員候補者として裁判所に行ったことのある人
- ⑥一定のやむを得ない理由があつて、裁判員の職務を行うことや裁判所に行くことが困難な人

(やむを得ない理由とは、例えば)

- 重い病氣・けが
- 同居の親族の介護・養育
- 事業に著しい損害が生じるおそれがあること
- 父母の葬式等

Q 裁判員となるために仕事を休むことはできますか？

また、仕事を休んだことで会社から解雇されるようなことはありませんか？

A 裁判員となるために必要な休みをとることは法律で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由として、会社が解雇などの不利益を取り扱いをすることは法律で禁止されています。

従業員が裁判員として刑事裁判に参加しやすくするため、各企業において、裁判員になる場合に対応した休暇制度を設けるなど、労使の自主的な取組が行われることが期待されます。

Q 裁判員には日当や交通費・宿泊料は支払われるのですか？

A 支払われます。具体的な金額をいくりにするか検討中です。

詳しくは、松山地方裁判所ホームページ <http://www.courts.go.jp/matsuyama/> を参考にしてください。
また、ホームページ内では、各種民事手続きの案内を行っております。あわせてご覧ください。

人権・同和教育シリーズ No.20

人の命は人権の出発点

「えっ、ウソでしょう！」

Aさんが自らの命を絶つたことを知ったとき、思わずつぶやいてしまいました。30年も昔のことですが、新規採用のAさんと職場が一緒でした。長身でスポーツ大好きの人でした。その後職場が変わって、ほとんど交流はなかったけれど、結婚されて子どもさんもできたと、人づてに聞いていました。突然のこと、どんな事情があつたのか、どんなにつらいことがあつたのか分りませんが、残された人のことを、まだ学生の子どものことを思うと、なおさらにAさんの無念さ、悲しさを思い胸が詰まります。

昨年1年間に、全国で自殺により亡くなった人は、3万2552人という事です。これは、交通事故で亡くなった人の約4倍にもなります。愛媛では、416人にも上っており、毎日一人以上という数です。

警視庁の統計によると、推定される原因・動機別では、「健康問題」が46%を占め、次いで「経済、生活問題」24%、「家庭問題」9%となっています。

年代別では、自殺者の過半数は、依然、50代以上の中高年が占めています。それ以下の各年代でも増加しています。

自殺には、個人的な事情や理由があるでしょう。しかし、この数は、単に個人の問題として片付けるような段階ではありません。漠然とした仕事や家庭をめぐる重圧、厳しいリストラ、仕事の負担が重いための過労・ストレス、将来への不安など、さまざまな要因が複合的に絡んでいると言われています。

今年の6月、自殺対策は、国や自治体の責任であり、社会的に取り組むべき課題であるという「自殺対策基本法」が成立しました。心の病の早期発見と早期治療、相談体制の充実と各種相談窓口の活用、さらには、「悩みは地域が受け止める」と、行政や住民が連携して対策に取り組むことが、これからは大事ではないでしょうか。

「生きていてよかった」と思える世の中、一人ひとりが、大切にされ思いやりのある社会、そして、普段から、何よりも、自分を含めて、人の命を大切にすること、これが人権を考える上での出発点ではないでしょうか。

まちのわだい

ながはま



～夕暮れのひととき～

7月22日(土)、長浜保育所で、恒例の夏まつりが開催されました。前日まで降り続いていた雨もあがり、園庭にはかき氷や焼きそば、スーパーボールすくいなど、保護者手作りの出店が並んでいました。また屋内では、お化け屋敷も設けられ、恐る恐る挑戦する子どもたちの姿も見られ、会場は終始、多くの家族連れでにぎわっていました。

おおす



～消防技能の向上を目指して～

第25回愛媛県消防操法大洲喜多地区大会が7月23日(日)五郎河川敷グラウンドで開催されました。

大会当日はあいにくの雨模様でしたが、大洲市と内子町から16チーム、約70人が小型ポンプ操法やポンプ車操法など正確かつ機敏な動作を披露し、普段からの訓練の成果を競い合いました。大会結果は、次のとおりです。

【小型ポンプ操法の部】

優勝 内子方面隊満穂分団、準優勝 肱川方面隊大谷分団、第3位 大洲方面隊新谷分団第2部

【ポンプ車操法の部】 優勝 大洲方面隊肱北分団第2部

かわべ

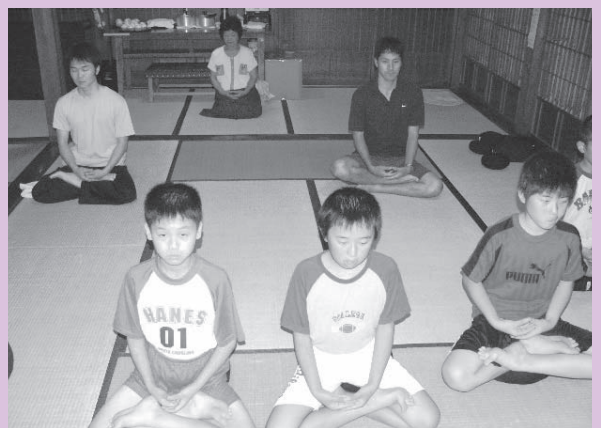


～自主防災組織結成～

7月8日(土)、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自らの身を守るために、坂本地区自主防災組織(隊長 露内 進)が結成されました。

日ごろから防災意識をもち、大規模災害が発生したときは、消防団と連携を図りながら、地域全体の安全のため、住民が組織的に行動を行い、被害の防止や軽減に努めたいと抱負を語っておられました。

ひじかわ



～通学合宿～

6月25日(日)から30日(金)までの5泊6日のスケジュールで、中野小学校5、6年生の希望者18人を対象として通学合宿を開催しました。

掃除や洗濯、炊事など普段家庭ではあまりやらないことを体験しながら学校へ通学しました。保護者の皆さんの大変さ、ありがたさが分かったと思います。また、お寺での座禅や星の観測などを通じて地域の皆さんとふれあい、協調性や自主性、積極性を学び、この6日間でひとまわり大きく成長できたのではないのでしょうか。